

令和7年度「一緒に焼津」事業支援業務委託仕様書

1. 業務委託の名称

令和7年度「一緒に焼津」事業支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、関係人口の創出とシビックプライドの醸成に向けて、都市圏在住の焼津市出身者が、その友人や知人を連れて焼津市への来訪を推奨する宿泊旅行者の誘致を行うものである。

宿泊旅行者の誘致にあたっては、旅行会社と連携し宿泊を伴う旅行商品の造成や割引クーポンの設定等を行うことにより、都市圏在住の焼津出身者及び友人・知人が焼津の魅力を知ること、焼津のファン獲得、焼津市の認知度向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

4. 業務内容

(1) 旅行商品の造成・販売

以下の要件を満たす商品を造成し販売を行うこと。

ア 商品設定期間: 令和7年10月上旬から11月下旬の2か月間

※ただし割引クーポン原資総額の利用に達した時点で終了

イ 旅行期間: 1泊2日以上

ウ 宿泊施設: 焼津市内に立地する宿泊施設

エ 交通: 都市圏から焼津市までの交通手段を旅行内容に含めること

※なお、「焼津市まで」の記載について、旅行商品が都市圏から静岡駅や焼津市外近隣地(例: 高速バス市外停留所)までの交通手段であり、焼津市内までの移動は参加者の自己負担とすることも可能とする。

オ 観光・食事: 焼津市内での観光及び食事について旅行内容に含めるか否かは問わない

カ その他: 多くの旅行者が参加するよう工夫をすること

(2) 割引クーポン等の設定

宿泊促進を図るため、旅行代金の割引クーポンを設定すること。割引クーポンの設定にあたっては、1商品参加者2人以上で使用できるものとし、参加者1人あたりの自己負担額を5,000円以上とすること。利用実績が設定金額を下回った場合は、実績に合わせて精算すること。なお、割引クーポンの配布対象者は下記〔 〕内の条件を満たす旅行者を対象とし、割引クーポン対象者の選定も含め企画提案を行い、契約後については委託者と協議の上決定すること。なお、割引クーポン利用分の原資部分に関する支払い事務については後述の(7)にて定めるとおり、受託者により支払いを行うものとする。

割引クーポン対象者

・都市圏に居住する焼津市の出身者と、その家族・知人とし、焼津市が有する食・温泉などの観光に興味がある方

※(1)都市圏とは国土交通省の定める三大都市圏である東京圏、大阪圏、名古屋圏を示すこととする。

※(2)焼津市の出身者とは焼津市に居住したことがある、複数回来訪したことがある人を含めることを想定しており、住民票の履歴等の確認は想定していない。

・(1)の旅行期間中に訪れた観光スポット(観光施設【景観の眺望を含む】・食事施設・宿泊施設など)について SNS での発信(投稿)が可能な方

・旅行後のアンケートに協力いただける方

(3)特集ページ等の作成および旅行ウェブサイト等での掲載

以下の要件を満たす「一緒に焼津」特集ページを作成し、受託者が運営する旅行ウェブサイトから誘導が図れるよう、バナーリンクを設定すること。

ア 特集ページでは焼津市内の複数の観光施設・観光素材や宿泊施設を紹介すること。なお、特集ページの紹介にあたっては、令和7年10月上旬の商品設定期間に間に合うよう留意すること。

イ 特集ページから受託者が運営する旅行ウェブサイト(販売サイト)へ誘導が図れること。

ウ 特集ページ内で割引クーポンの対象者(上記(2)の〔 〕内)を選定する仕組みを構築すること。

仕組みの構築にあたっては、焼津市出身者の定義内容と確認方法、利用者の SNS 発信の促進方法の提案を行うこと。

エ 特集ページでの情報発信に加え、SNS 等の WEB プロモーションを実施し、参加者募集に努めること。

(4)焼津ファンクラブ(仮称)への加入案内

参加者に対して、市が別途実施を予定している焼津ファンクラブ(仮称)への登録を促すように、加入案内を行うこと。なお、焼津ファンクラブ(仮称)の開設は令和7年11月頃を予定しており、利用者が利用しやすい電子媒体を想定している。

(5)旅行商品期間終了後の効果測定

参加者に対して、旅行終了後、旅行期間における焼津市での消費額や訪問箇所、再来訪希望、参加により焼津への愛着や親近感が増したか等のアンケートを実施すること。アンケート実施後には本業務を実施した結果、市や参加者にどのような効果があったか報告を行うこと。

(6)割引クーポン利用金額の振込

ア 交通・宿泊事業者への割引部分の振込は、金融機関を利用するなど、安全かつ確実な方法で行い、事前に委託者の確認を行うこと。

イ 振込は、交通・宿泊事業者の運営に影響を来さないよう、適切な頻度で行うこと。

ウ 振込における手数料等の経費は委託料に含むものとし、交通・宿泊事業者はこれを負担しない。

エ 事業期間が終了するまで、割引クーポンの利用金額等を適切に管理すること。

オ 振込額と利用金額に相違がある場合等は、原因究明を行い、責任をもって対応すること。

カ 交通・宿泊事業者への振込誤りが無いように十分に確認すること。

(7) 割引クーポン利用分原資の支払および精算について

ア 委託者は事務経費に係る委託料とは別に割引クーポン利用分原資(以下「原資」という)を受託者に支払う。

イ 原資は、受託者から請求があった場合に前金払いすることができるものとし、受託者への送金時期、送金時の送金額等については、委託者と受託者が協議の上決定する。

ウ すべての業務を完了するまで、委託者から支払を受けた原資を適切に管理すること。

エ 本業務終了後、委託者から支払を受けた原資に残額が生じた場合は、委託者が指示する所定の手続きを行い、速やかに委託者に返納すること。

5. 業務実施体制、提出書類等

(1) 業務実施計画書を契約締結後 10 日以内に作成し、本市へ提出すること。

(2) 業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

ア 業務スケジュール、作業項目

イ 再委託部分は、相手方住所、氏名又は名称、業務の範囲、契約予定金額

ウ 業務実施体制図(連絡先)※再委託部分を含む

(3) 業務実施計画書をもとに、契約後 10 日以内に、キックオフミーティングを開催すること。キックオフミーティングの資料作成は、本市担当者と事前調整のうえ、受託者がすべて実施すること。

(4) 業務責任者は、本業務と同等規模の業務を導入した実績がある者とし、原則、すべての会議や打ち合わせに参加すること。

(5) 業務責任者は、契約締結から納品完了まで業務の進行管理を実施すること。

(6) 業務責任者は、本業務を遂行するための十分な業務実施体制を確保すること。

(7) 業務実施体制を変更する必要がある場合は、原則、1週間以上前に報告し、本市の承認を得ること。なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

(8) 担当者が病気等により本業務に一定期間従事できない等の事情が生じた場合は、代行する担当者の氏名及び経歴・保有資格等担当者として十分な資格を有している旨を、速やかに書面にて報告し、本市の承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。

(9) 業務完了後、業務完了報告書等「7. 成果品」で定めるもののほか、その他本市が業務確認に必要と認める書類を作成し、速やかに市に提出すること。

6. 会議の開催・記録

(1) 進捗状況確認会議を必要に応じて開催し、業務の詳細や進め方、進捗状況の報告、進行上の課

題への対応策について綿密な協議を行うこと。

(2)進捗状況確認会議は本市庁舎内での開催又は WEB による開催とする。

(3)受託者は、進捗状況確認会議において使用する資料を作成し、速やかに議事録を作成し、市に共有するものとする。

7. 成果品

(1)提出物

ア 業務完了報告書(紙媒体1部:A4:本市様式)

イ 業務報告書(紙媒体1部)

・各業務の実施内容のまとめ

※全て電子データとして CD-ROM や USB メモリに格納し1部提出すること。なお、紙媒体での提出の指定があるものは、別途紙媒体でも提出すること。

(2)提出場所

焼津市行政経営部政策企画課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号 市役所本庁舎4階

(3)提出期限

令和8年2月 27 日

(4)成果品に関する著作権等

成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、市の保有とし、市が使用及び外部に提供できるようにすること。制作の都合上止むを得ず、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、市の了解を得ること。市に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。

ただし、同成果物を市が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をする場合には事前に受託者に連絡するものとする。

その他、成果品に関する権利については、事業者採択後、本市と事業者の協議の下、契約用仕様書もしくは所定の契約書等で定める。

8. その他

(1)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、定めることとする。

(2)上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(3)業務の実施に当たっては、本市の地方創生に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(4)業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」

を遵守すること。

(5)各業務にかかる一切の経費(交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。

(6)新型コロナウイルス感染症その他の理由により、業務に変更等が生じた場合は、速やかに対応するとともに、本市に報告すること。